

国立感染症研究所製品交付規程

昭和 35 年 3 月 28 日
厚生省告示第 83 号

改正（前略）

〃	平成 6. 3. 31	厚生省告示第 146 号
〃	平成 9. 4. 1	同 第 92 号
〃	平成 12. 3. 31	同 第 149 号
〃	平成 18. 3. 31	厚生労働省告示第 200 号
〃	平成 26. 3. 31	同 第 35 号
〃	平成 27. 1. 16	同 第 8 号
〃	令和 元. 5. 7	同 第 2 号
〃	令和 元. 6. 28	同 第 49 号
〃	令和 元. 10. 1	同 第 138 号
〃	令和 2. 7. 15	同 第 263 号
〃	令和 3. 3. 24	同 第 100 号
〃	令和 3. 8. 27	同 第 317 号
〃	令和 4. 12. 27	同 第 374 号

（通 則）

第一条 国立感染症研究所（以下「研究所」という。）が行なう製品の交付については、この規程の定めによるところによる。

（製品の交付）

第二条 研究所は、次の各号に掲げる者の申請により、別表に掲げる製品を交付する。

- 一 国及び地方公共団体並びにこれらの機関
- 二 生物学的製剤及び抗菌性物質製剤の製造業者
- 三 研究機関
- 四 前各号に掲げる者のほか、国立感染症研究所長（以下「研究所長」という。）が適当と認める者

2 研究所は、研究所長が特に認めた場合においては、別表に掲げる製品以外の製品を交付することがある。

（申請手続）

第三条 製品の交付を受けようとする者は、別記様式による製品交付申請書に、交付手数料を添えて、研究所長に提出しなければならない。

2 交付手数料の額は、別表に掲げる製品については同表に定める額、同表に掲げる製品以外の

製品については研究所長が定める額とする。

(外国の政府への交付)

第四条 外国の政府への製品交付は、この規程に定めるところに準じて行なうものとする。